## 同一種目の福祉用具購入(介護保険)の支給を申請する場合

介護保険の支給を受けて購入した福祉用具については、同一種目の再購入をする場合、原 則として給付の対象になりません。ただし、以下の場合には町の判断により介護保険給付の 対象とする場合もあります。

- 1.「破損が生じたことで、利用者の安全面が確保できない場合」(ただし、部品交換や修 理で対応可能な場合には、部品交換等が優先されます)
- 2.「被保険者の身体状況や介護状況が変化したことに伴い、既存用具の利用が困難になった場合」
  - ※ 経年劣化という理由での給付では認められません

## つきましては、別紙「事前確認書」の提出を申請前にお願いします。

- A. 部品交換により使用継続が可能な場合
  - ・ 利用者の身体状況や介護状況による福祉用具が必要な理由のほか、 「福祉用具が必要な理由」の箇所に部品交換が必要な理由を記入してください
  - ・ 部品交換のカタログ・見積書
  - ・ 部品交換前後の写真
- B. 部品交換が不可能な場合で、再購入が必要な場合
  - 利用者の身体状況や介護状況による福祉用具が必要な理由のほか、担当ケアママネジャーにより「福祉用具が必要な理由」の箇所に部品交換が不可能であることをメーカーに問い合わせた内容などを記載
    - ・ 用具の破損・汚損状況がわかる写真(撮影日入り)
- C. 利用者の介護の必要な程度が著しく高くなった場合、何らかの事情で自立支援に適さなくなった場合など
  - ・ 「福祉用具が必要な理由」の箇所で購入済みの用具が適さなくなった理由を具体的 に記入してください。